

生駒市訓令甲第 2 号

生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員服務規程の一部を改正する訓令

生駒市職員服務規程（昭和 4 4 年 3 月生駒市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「午後零時 4 5 分」を「午後 1 時」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。